

高知大学医学部附属病院周産母子センター規則

平成16年4月1日
規則第250号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条第6項の規定に基づき、周産母子センターの運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 周産母子センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 正常分娩の取扱いに関する事。
- (2) 正常新生児の保育に関する事。
- (3) 異常妊産婦の集中管理に関する事。
- (4) 異常胎児の集中管理に関する事。
- (5) 異常新生児の保育に関する事。
- (6) 未熟児の集中管理に関する事。
- (7) 周産期医療に係る教育、研究に関する事。
- (8) その他周産期医療に関する事。

(運営委員会)

第3条 周産母子センターの運営に関し必要な事項を審議するため、周産母子センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、周産母子センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月26日規則第390号）

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年5月11日から適用する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。